

ヲ聲明サレタリト述ベタルニ中村ハ言明スル  
コトヲ得ズト答ヘタルヲ以テ一同ハ己ハナク  
四時退出シタルモ何等不穩ノ行動ナシ  
右申通報事也

尤記

工賃一同意を遅ト座の内分右計ヲ集合シ作  
業をせられカラスにより明廿四日より暫分の

中臨時休業仕立此段及御通知事也

返印休業中の日給其他一切支給不致致に  
付キ申候事尚始業の際ハ御通知中止可ク

亥 三月廿三日

東京市京橋区月島  
東仲通十二丁目

小田電機工場

殿

勞務甲第二。七號

大正十二年三月廿七日

警視總監 赤 邊 讓

内務大臣 水野錬太郎殿

社會局長 官塚本清治殿

京都大改 神奈川 兵庫

千葉 愛知 各府縣 知事殿

司法省 刑事局長殿

東京控訴院 檢事長殿

東京地方裁判所 檢事正殿

小田電機工場 勞務屬 筆 議ニ関スル件 (第三報)

証 簿 第 31

616 号

